

休眠預金等活用法に基づく新型コロナウイルス対応緊急支援助成事業

コロナ禍の住宅困窮者支援事業

～持続可能な支援付住宅提供システムの創造～

実行団体公募要領①

応募締切：2021年6月30日（水）※郵送必着

※メールによる様式送信は6月30日（水）17時まで

公益財団法人パブリックリソース財団

特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク

（人権としての支援付住宅コンソーシアム）

※本応募要項は「コロナ禍の住宅困窮者支援事業」に特化した内容を掲載しており、休眠預金制度の助成全般に係る規定や注意事項等は、別紙「実行団体公募要領②」をご参照ください。

1 はじめに

パブリックリソース財団とホームレス支援全国ネットワークは、休眠預金等活用法に基づく、休眠預金を活用した民間公益活動の促進の一環として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で住まいや居場所を失い、生活の立て直しが必要な人を対象に、「住まい」と「就労支援含む自立支援」をセットで提供する社会的事業構築を、住宅物件取得のための初期投資へ資金提供することで支援し、その後の持続可能な支援付き住宅提供システムの構築を目指す「コロナ禍の住宅困窮者支援事業」を開始します。

新型コロナウイルス感染症拡大の対策措置として取られた緊急事態宣言により、住宅喪失の問題が表面化しています。当該感染症拡大とそれに伴う措置は多くの産業に対して経済的ダメージを与え、様々な業種・職種で失業者が増加、それに伴い住まいや居場所を失う人もまた急増しています。

住宅確保給付金の2019年度申請数は約4,000件でしたが2020年9月に10万件を超え、2021年3月にこの住宅確保給付金が切れると、さらに大量の生活保護申請が出る可能性があります。また、2020年9月末の予測で、家賃扶助費以上の家賃は払えず転居が必要となる人は、今後生活保護申請をする約20万人のうちおよそ2万人と考えられ、特に単身者・高齢者・障がい者等の課題を抱えている方々の受け皿はほとんどないのが現状です。

また、失職後、持続化給付金によって辛うじて会社の寮に住んでいた人が、給付金が切れると同時に寮から出され路頭に迷う危険性も高く、社会福祉協議会の総合貸し付け・緊急小口貸し付けでしのいでいる推定100万人も、貸付期間終了後、より廉価な住まいに移動しなければならず、その結果これまでも住宅確保が困難な高齢単身者の住まい確保がさらに難しくなるといった社会的構造があります。

こうした社会背景と課題、構造を踏まえ、本事業では、住宅物件の取得・建設（リフォームを含む）を行うための資金を助成し、民間ベースの良質な「断らない住宅」の受け皿をつくり、「住宅支援」と「就労含む自立支援」のフルセットで提供する支援システムの構築を支援します。

2 本事業の目的

本事業は、コロナ禍において住まいを失った人に対し、「住まい」と「自立支援」をセットで提供するビジネスモデルを確立することを目的とします。そのために、以下の側面から支援を行います。（※助成全体像は本要項 P5 の図のとおり）

（1）資金助成

居住施設の取得（購入・改修・建替え）に要する費用

（2）非資金的支援

①専門家アドバイザーによる事業推進のための支援

支援付き住宅の建設及び経営、人的サービスに関する専門的なアドバイザーを派遣し、支援付き住宅事業の立ち上げと継続的な事業化を支援します。

②企業の職場募金からの寄付による支援

職場募金用 IT システムを構築し、企業連携の元、事業期間内に募金キャンペーンを実施し、事業終了後も持続可能な資金獲得の環境づくりを支援します。

③事業評価支援

実行団体が行う事前評価、事後評価についての支援を行う。

3 本事業の成果目標

短期的には、実行団体の 1 年間の事業終了時に、「住まい」と「自立支援」を提供する支援付き住宅を、全国 7 か所程度においてトータルで 200 室程度、入居率 50%程度で供給開始することを目標とします。

また、職場募金を展開するための IT システムとキャンペーン手法が確立し、連携企業においてモデルとなるキャンペーンを 2 回実施し、連携企業の 10%程度の従業員が参加することを目標とします。

事業実施後（1 年後）の中期的目標としては、全国 7 か所程度において、一実行団体あたり 30 室程度の支援付き住宅を提供する事業が継続的に展開されており、合計で約 200 人の住宅困窮者に住まいを提供することができている状態を目標とします。

また、支援付き住宅建設やその他の社会的課題解決を続けるための職場募金の仕組みが完成し、募金キャンペーン参加企業が増加している状態を目標とします。

4 本事業の助成対象について

（1）助成対象団体：7 団体を想定

(2) 助成対象地域：全国

5 実行団体の要件

(1) 生活再建に向けた支援活動の実績が3年以上ある団体で、コロナ禍で失業等により住まいを失った方に住宅を提供している団体

(2) 次にあげる法人格を持つ非営利組織の団体（NPO 法人、社会福祉法人、社団・財団法人など）

(3) 本事業を担当する有給職員が1名以上いること

(4) 取得や建設（リフォームを含む）する住宅や土地について、具体的な想定プランが既にあること

(5) 行政の制度上の大きな変化等ない限り、本事業を20年以上継続すること。

【施設整備上の留意事項】

住宅の新築・改修工事にあたっては、関連法令（建築基準法、消防法、社会福祉法、生活保護法等）、及び整備地域の条例に基づき、実行団体が自ら関連機関等に確認の上、実行団体自身が責任をもって遵守してください。またこれら関連法令等に基づき必要となる申請手続き、関連法令等に求められる設置設備の設置等については、実行団体の責任において実施してください。

本助成事業としての採択通知は、関連法令に基づく許認可等ではありませんので、ご注意ください。

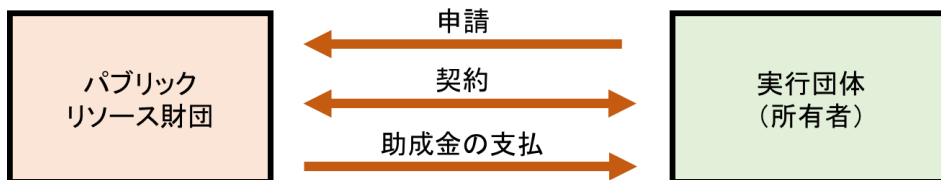
なお、これらの申請手続きや設備設置に係る費用については、助成対象経費とすることができます。

【申請対象外となるケースについて】

- ・ 同一の事業テーマで、同時期に複数の資金分配団体に申請することはできません。
※事業テーマが異なっていれば、2019年度採択の実行団体であっても申請可能です
- ・ 今回申請する事業費について、国や地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を含む）を受けている場合は、助成対象外となります。
- ・ 実行団体の要件に関しては、「実行団体公募要領②P2,3」もご覧ください。

6 助成対象者と実施体制

本助成事業における助成対象者と実施体制のイメージは、以下のようになります。



7 資金助成の内容

(1) 資金助成メニュー

施設整備費

社会福祉法改正後の最低基準等に対応するための住居施設の購入・改修・建替えに要する費用に対して、1団体あたり 5,000万円～1億円 を助成します。

購入・改修・改築の例は以下の通りです。（※あくまで一例となります）

<購入する場合>

- ・既存物件の全棟購入（土地付きも可）
- ・既存物件の飛び地購入

例：A マンション2室、B マンション3室、C マンション5室の合計で10室

<改修・改築する場合>

- ・既存物件の居室・共有部分の改修
- ・既存物件をシェアハウスとして活用するための改修

(2) 助成期間

2021年9月（契約締結日以降）～2022年2月末まで

(3) 助成金支払い時期

原則として、半年ごとに前払いで支払い、事業終了後に精算して助成額を確定します。

(4) 助成対象経費

助成金の対象となる事業費は、下記の事例を想定しています。その他、事業実施に直接必要な経費（直接事業費）として認められるものが対象となります。

事業費の費目は、実行団体が通常使用している勘定科目を使って申請してください。

① 施設改修費

施設整備費	施設の購入、改修、建て替え費用
-------	-----------------

備品費	施設備品、家具、電気機器類、事務機器類
委託費	各種調査や実施設計・監理業務の委託費 (検査済証を取得するための委託費等を含む)
手数料	確認申請等を行う際の支払い手数料
仕入・材料費	改修等に必要な原材料、資材、部品等の購入費用

② その他費用

人件費	事務局職員の人件費
報償費	講師、専門家、外部協力者、個人等に対する謝金
教育・研修費	人材育成・研修参加費など
旅費・交通費	交通費、宿泊費等、送迎時の費用を含む
会議費	会議開催費
備品費	オフィス器具・電気機器類、事務機器類
消耗品費	事務用品、その他事業に必要な消耗品
印刷製本費	チラシやパンフレット類の印刷費、コピー代等
通信運搬費	郵送料、電話代、インターネット接続代等
委託費	各種調査や育成業務の委託費
仕入・材料費	育成事業に必要な原材料、副資材、部品等の購入費用

【注意事項（対象外経費等）】

- ・保険金等は助成対象外となります。
- ・住宅の一般的な維持管理・運営にかかる費用（管理的経費）は対象外となります。
- ・人件費は、1人25万円/月を上限とした2022年2月末までの給与を対象とします。
上限を超える給与・賞与は各組織の自己負担とします。社会保険の団体負担分も対象外です。
- ・通信運搬費については、個人が所有する携帯電話の通話料・通信料は対象外です。
- ・ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車等の特別料金、
会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの、個人または団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等は対象外です。
- ・上記以外の費用であっても、事業目的に沿わない場合などには、減額または対象外となる可能性があります。判断が難しい場合などは事前にご相談ください。

8 非資金的支援の内容（※以下の費用は助成金額には含みません。）

① 専門家アドバイザーによる事業推進のための支援

支援付き住宅の建設及び経営、人的サービスに関する専門的なアドバイザーを派遣し、支援付き住宅事業の立ち上げと継続的な事業化を支援する。

② 企業の職場募金からの寄付による支援

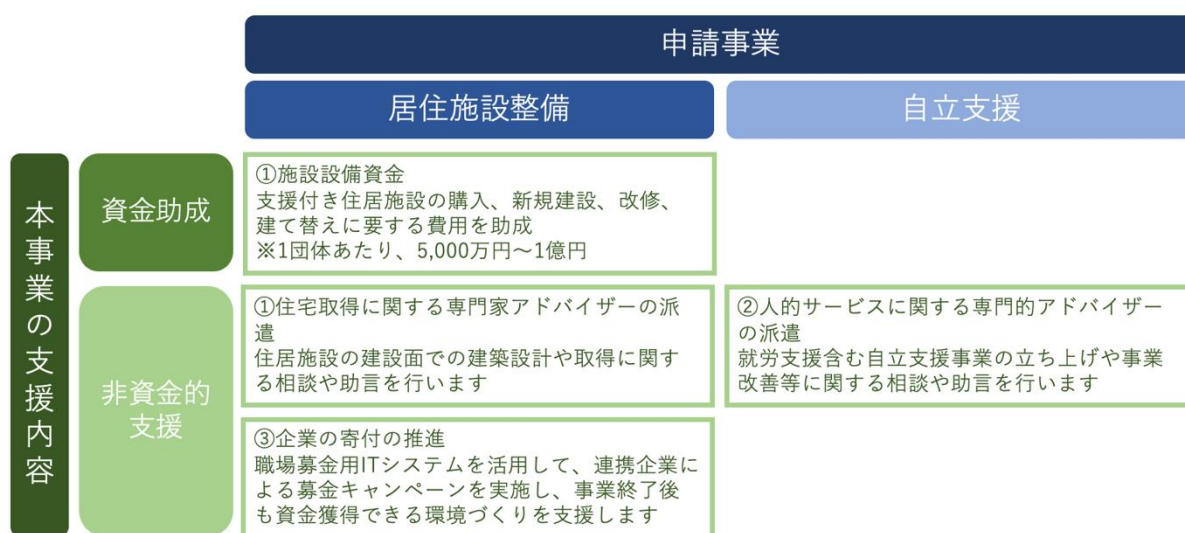
職場募金用ITシステムを構築し、企業連携のもと、事業期間内に募金キャンペーンを実施し、

事業終了後も持続可能な資金獲得の環境づくりを支援する。

③ 事業評価支援

実行団体が行う事前評価、事後評価についての支援を行う。

図1 本助成事業による支援内容について



9 選考について

(1) 審査方法

第三者の専門家による審査会を設置し、書面による審査を行います。

※審査に先立ち、必要に応じて事務局による電話、メール等によるヒアリングをさせていただきます場合があります。

(2) 選考結果の通知

全応募団体に書面およびメールにて選考結果を通知します。

10 選考基準

審査基準としては以下(①～③)の視点で審査を行います。

① 実行団体としての適格性

- これまで実施してきた「住まいの提供事業」や「生活支援」の実績は、ニーズに基づく十分な質を保った内容であるか
- ソーシャルビジネスとして運営されている組織であり、信頼できる組織であるか

② 本事業の目的に沿っているか

- ニーズに合致した自立支援が計画されているか
- 自立支援のあり方に見合った、ニーズに応える居住空間が保たれた建設計画になっているか
(※居住地域の特性も踏まえ、居室数や面積、共有スペース等にも配慮されていること)
- 地域住民や地域コミュニティとの関わりをつくり出す工夫がされているか

③ 計画の妥当性・実現可能性

- 施設整備計画が、関係法令や条例に基づく基準を満たしているか (※)
- 事業計画の内容が、目的、方法、スケジュール、予算、目標設定等の面で十分計画され、実行可能であるか
- 助成事業終了後に、自立的かつ継続的に運営できる見込みがあるか

※参考：第8回 社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会 資料より

資料1：無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第三十四号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000554662.pdf>

資料2：無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（解釈通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000554635.pdf>

その他、各地方自治体が定める「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」も遵守していること

1 1 応募手続き

(1) 応募期間

2021年4月30日（金）～2021年6月30日（水） ※郵送必着

※別途一部様式をメール送信いただく必要があります（締切：6月30日（水）17時まで）

(2) 応募書類

【指定書式】

●(様式 1-1) 応募用紙（団体概要・事業計画書等）

●(様式 1-2) 実施スケジュール

●(様式 2) 収支計画書

●(様式 3) 資金計画書

●(様式 4) 助成申請書

※ 別紙1. 欠格事由に関する誓約書、別紙2. 業務に関する確認書、別紙3. 情報公開同意書、別紙4. 申請に関する誓約書を含みます。

●(様式 5) 規程類確認書

●(様式 6) 役員名簿

●(様式 7) 申請書類チェックリスト

【団体情報書類】

●定款

- 登記事項証明書（発行日から3か月以内の現在事項全部証明書の写し）
- 事業報告書(過去3年分)

【決算報告書類】

- 貸借対照表
 - 損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）
 - 監事及び会計監査人による監査報告書
- ※すべて直近3年分

【整備する住宅に関する書類】

《必須書類①》

- 基本設計図
 - 周辺関係図（縮尺は自由）当該物件の敷地回り関係
（外構、接道状況や隣接の建築物等の状況がわかるもの）
 - 平面図（縮尺は1/50あるいは1/100）
 - －内法寸方（天井高含む）記載
 - －建具伏図含む（想定しているベッド、建具を記載）
 - 展開図（縮尺は1/50,1/100）
 - －標準個所、その他
 - 防災・避難計画図（縮尺は自由）
 - －二方向避難経路（隣接敷地との関係等の明示等）、消防法の充足
 ※改築・改修の場合には「避難施設等に関する工事」の工事完了後の完了検査も添付
- 基本設計及び現況の説明書（※以下の規定様式をお使いください）
 - ・購入・改築・改修の場合 … 別紙1（現況説明）、別紙2（基本設計の内容）
（本事業では購入・改築等を主な対象として想定しておりますが、
新築の場合は 別紙1-2（現況説明）、別紙2-2（基本設計の内容）の様式に記載ください）
- 見積書（費目別に算定したもの）
 - ※基本設計に基づく概算で構いません

《必須書類②》

- 現況図面
 - 平面図（縮尺1/100）
 - 展開図（縮尺1/100）
- 建物の写真
 - 外観・内観（外壁、屋根、基礎・土台がわかるもの）
- 登記事項証明書

※既存の整備対象施設について、お手元があれば以下の書類もご提出ください

- 確認済証
 - 検査済証
 - 設計図書
 - 消防法適合通知書
 - インスペクション（建物状況調査）の報告書 ※過去数年以内のもの
- 《任意書類》
- 実施設計図

※参考：以下規程書類については、採択決定後助成開始時に整備・提出が必要となります
(※実行団体公募要領②「別添 1」を参照)

< 助成開始時に(又は助成開始後速やかに)整備が必要な書類 >

- 社員総会・評議員会の運営に関する規程
- 理事会の運営に関する規程
- 役員及び評議員の報酬等に関する規程
- 給与規定
- 理事の職務権限に関する規程
- 倫理に関する規程
- 利益相反防止に関する規程
- コンプライアンスに関する規程
- 内部通報者の保護に関する規程
- 経理に関する規程

< 組織の体規程な管理・運営のため、助成期間中に整備をお願いする事項 >

- 情報公開に関する規程 【※事業終了までに提出可】
- 文書管理に関する規程 【※事業終了までに提出可】
- リスク管理に関する規程 【※事業終了までに提出可】
- 監事の監査に関する規程 【※事業終了までに提出可】
- 組織（事務局）に関する規程 【※事業終了までに提出可】

(3) 応募方法

応募書類は 2021年6月30日(水)までに、書面にて一式を郵送してください。

(※30日必着。配達記録が残る郵便または宅配便にてお送りください。)

また、【様式 1-1】【様式 1-2】【様式 2】【様式 3】【様式 6】については、電子データの提供もお願いします。下記アドレス宛てにデータを添付し、6月30日(水)17時までにメール送信をお願いします。データ送信の際は、PDF化等せず、元のWord、Excel等の様式のまま送信いただくよう、お願いいたします。

応募に関してのお問い合わせは、メールにて「コロナ禍の住宅困窮者支援事業に関する質問（団体名）」と件名をご記入の上、下記アドレスへご送信ください。また、お電話によるお問い合わせも受け付けております。

（４）応募書類の送付先・問い合わせ先

公益財団法人パブリックリソース財団【資金分配団体】

事務局（担当：松本、鎌田）

〒104-0043 東京都中央区湊 2-16-25 ライオンズマンション鉄砲洲第 3 202

電話：03-5540-6256（月～金、10:00～17:00） FAX：03-5540-1030

E-mail：kyumin.corona-kinkyu.jutaku@public.or.jp / URL：<http://www.public.or.jp>

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う措置として、当事務局ではスタッフの在宅勤務が実施されています。当事業に対するお問い合わせについては、原則としてメールでのご質問にてお送りいただけますと幸いです。

※個人情報の取り扱い・問い合わせ先についてはパブリックリソース財団 個人情報保護方針（<http://www.public.or.jp/PRF/privacy/>）をご覧ください。

1 2 スケジュール

2021 年

4 月 30 日～6 月 30 日 公募（※必着）

～7 月中旬 書類審査

7 月下旬～8 月中旬 審査委員会開催・採択団体内定 ※専門家による現地調査を含む

8 月中旬～下旬 事務局と実行団体との各種計画・契約内容の調整

9 月上旬～中旬 契約締結、助成金支払

2022 年

2 月末 助成事業完了

※スケジュールは現時点でのものであり、変更される場合があります。

1 3 その他注意事項等

- ・助成決定後、実行団体とパブリックリソース財団は「資金提供契約書」を取り交わし、所定の手続きを経て助成を開始します。（契約前の支払いは助成対象外となります。）
- ・助成金は、上記の助成手続き完了後 1 ヶ月以内に振り込みます。
- ・実行団体は、資金提供契約に基づき、原則として 6 か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行っていただきます。また、毎月 1 回以上程度、対面形式（WEB 会議を含む）による進捗状況

についての協議を行います。

・実行団体は原則、事前評価と事後評価を実施します。※評価の詳細については、資料「新型コロナウイルス対応緊急支援助成 評価の実施について」をご確認ください。

https://www.janpia.or.jp/koubo/2020/download/corona/koubo_corona_summary02.pdf

- ・助成開始後に組織概要や活動状況等をパブリックリソース財団の WEB サイト等にて公開します。
- ・助成開始後、事務局による非資金的支援に伴い、毎月の進捗状況に関する打ち合わせをもつ他、複数回現場のご訪問をさせていただきますので、ご協力ください。
- ・助成決定した事業がやむを得ない理由により継続できなくなった場合や、目的や内容を大幅に変更する場合は、速やかに当財団に連絡し、所定の手続きを行ってください。
- ・当助成事業は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく助成制度です。当応募要項に記載されている事項のほか、休眠預金制度全般に係る各種規定や注意事項等を全て遵守する必要があります。詳細は別紙「実行団体公募要領②」に記載されていますので、必ずお読みになり、確認した上でご応募ください。

以上